

○奈良県警察生活安全部特別捜査隊運用要綱の制定について

(平成元年 7 月 31 日 例規第 43 号)

[沿革] 平成 3 年 2 月例規第 9 号、4 年 5 月第 26 号、7 年 4 月第 20 号、8 年 4 月第 18 号、13 年 4 月第 20 号、14 年 3 月第 11 号、16 年 3 月第 17 号、26 年 2 月第 5 号、28 年 2 月第 4 号、29 年 3 月第 6 号、30 年 8 月第 30 号改正

別記のとおり「奈良県警察生活安全部特別捜査隊の編成及び運用要綱」を制定し、平成元年 9 月 1 日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別記

奈良県警察生活安全部特別捜査隊運用要綱

第 1 趣旨

最近、生活安全部の所管に属する特異重要な事犯が多発する傾向にあり、これに対処するため、生活安全警察部門の英知と組織の力を結集した奈良県警察生活安全部特別捜査隊(以下「生活安全特捜隊」という。)を編成し、効果的に運用することにより、迅速、的確な捜査及び事件解決を図り、もって県民生活の安全を確保しようとするものである。

第 2 指定事件

この要綱を適用する事件は、生活安全部生活安全企画課、人身安全対策課、少年課、生活環境課及びサイバー犯罪対策課並びに各警察署(以下「関係所属」という。)の捜査力を集中して運用する必要があると認められる重要な事件であって、当該事件を主管する警察本部の課の長(以下「主管課長」という。)の上申に基づき生活安全部長が指定するもの(以下「指定事件」という。)とする。

第 3 指定事件の指定及び隊長の指名

- 1 主管課長は、事件の指定を受けようとするときは、事犯の規模、重要性等を勘案し、生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)を経由して生活安全部長に事件の指定を上申するものとする。
- 2 生活安全部長は、1の規定による上申を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該事件を指定事件として指定するものとする。この場合において、生活安全部長は、主管課長を奈良県警察生活安全部特別捜査隊長(以下「隊長」という。)に指名するものとする。

第 4 隊員の指名等

- 1 隊長は、別表に定める奈良県警察生活安全部特別捜査隊編成表に基づき、当該指

定事件の捜査に適性を有する者を選考し、生活安全企画課長を経由して生活安全部長に奈良県警察生活安全部特別捜査隊員(以下「隊員」という。)の指名を上申するものとする。この場合において、隊長は、あらかじめ関係所属の長と協議するものとする。

2 生活安全部長は、1の規定による上申を受けた場合において、当該上申に係る者に適性があると認めるときは、当該者を隊員に指名するものとする。

3 生活安全部長は、隊長又は隊員が配置換えされたとき又は健康上の理由その他の事由によりその職務に適さなくなつたと認められるときは、隊長又は隊員の指名を解除するものとする。

4 隊長は、隊員の指名又は解除があつたときは、その旨を当該隊員が所属する所属の長に通知するものとする。

第5 生活安全特捜隊の運用と調整

隊長は、生活安全特捜隊の運用に当たっては、関係所属の長と緊密に連絡し、随時必要な事項を生活安全部長に報告するとともに、生活安全特捜隊の編成、隊員の増減等について調整を行うものとする

第6 隊員の心得

指定事件の捜査を命ぜられた隊員は、具体的な捜査方法について隊員相互で討議するなど、積極的かつ活力ある一体的な捜査活動が展開されるよう努めるものとする。

第7 活動記録

隊長は指定事件の捜査期間中、活動状況を記録しておかなければならない。

第8 検挙事件の配分

生活安全部長は、指定事件の捜査によって解決した事件の件数を、隊員の派遣状況等を勘案して、各警察署に配分するものとする。

第9 その他

この要綱に関する事務は、生活安全部生活安全企画課において行うものとする。

別表（第4関係）

奈良県警察生活安全部特別捜査隊編成表

隊長	隊員	所属別隊員指名基準	
主管課長	警部以下の警察官（警察署にあっては、生活安全課に勤務する警部補以下の警察官）	生活安全企画課	4名
		人身安全対策課	4名
		少年課	4名
		生活環境課	5名

		サイバー犯罪対策課	4 名
		各警察署	1 名

備考 隊長は、事犯の規模、態様等に応じて、所要の隊員を選考するものとする。